

**【事務事業調査】**

事務事業名	高根沢町民生児童委員協議会補助			予算科目 コード	会計-款-項-目-事業 001-03-01-01-000201010
担当部課	住民生活部健康福祉課	担当 係長	障害者係 長谷川博一	事業の分類	既存事業

**■事務事業の概要**

	何をどのような方法で実施します(実施しました)か？	どのような成果が現れます(現れました)か？
計画	<p>H23 事後評価 民生委員は、それぞれの地域において、住民の立場に立って必要な援助を行い社会福祉の推進に努めています。また、児童委員を兼ねています。個々の活動のほか、毎月の定例会や部会ごとの研修等で資質の向上をはかり、委員相互が連携しながら活動している町民生児童委員協議会の円滑な運営を支援するために、補助金を交付しました。委員52名。補助額は一人当たり13千円で算出しました。</p> <p>H25 事前評価 民生児童委員の円滑な運営を支援するために、補助金を交付します。補助額は一人当たり13千円で算出しました。</p>	<p>少子高齢化、核家族化等により一人暮らし高齢者が増加しています。また、目まぐるしく変化する社会情勢、人のつながりが薄れつつある現在、地域の福祉相談役としての民生児童委員の役割は大変大きいものがあります。町民生児童委員協議会の運営を支援することによって民生児童委員活動の円滑化と充実強化が図られ、地域福祉の向上に寄与します。</p>
実績		

**■活動指標**

指標	目標値	達成値	特記事項
単位児童民生委員協議会数(単位: 団体)	1		民生児童委員数: 52名

**■事業費(計画)**

【単位:千円】

細 節	金 額	積 算 根 拠
1 補助金	676	13,000円×52名
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
	676	

**■事業費(実績)**

【単位:千円】

細 節	金 額	特 記 事 項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
	0	

**■事業経費**

		計 画 【千円】	実 績 【千円】	特 記 事 項
予 算	当初予算額	676		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決 算	決算額			
財 源	国庫支出金			
	県支出金	656		総合交付金656,191円
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	656		
	差引(一般財源)	20		

■補助金等名:高根沢町民生児童委員協議会補助金

■補助事業者等:高根沢町民生児童委員協議会

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント	
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	5	民生児童委員の職務は、住民の生活状態を必要に応じて把握し、援助を必要とするものが自立した日常生活を営むことができるように相談助言援助等を行うものとされています。
		■町全体に波及効果が期待できる。		
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	5	民生児童委員は、法に基づき設置が義務付けられています。少子高齢化や不況、社会の動向に応じて活動内容が増加かつ変化しています。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	4	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	5	民生委員法第1条において「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されています。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	5	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	4	協議会活動を補助することにより、民生児童委員の活動の円滑化、効率化が図られます。
		■予算の見積が適正である。	4	
5	適格性	■実施体制が明確である。	4	団体の運営はおおむね自立しています。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	4	
合計点数		45		
総合評価		継続		